

家事手続案内のご案内

- 1 **家事手続案内**は、家庭内や親族間の問題を解決するために、家庭裁判所をどのように利用することができるのか、その手続について説明するものです。
- 2 しかし、「離婚調停や人事訴訟を提起した方がよいのかどうか。」とか「別居のままで婚姻費用の支払いを求めた方がよいのかどうか。」などといった**判断を求め**る**法律的なアドバイス**や、「養育費や扶養料等について、いくらぐらいもらえるのか。」とか「慰謝料は取れるのか。」などといった**事件の見通しに関する事項**については、説明を求められても、家事手続案内担当者は**一切お答えすることができません**。それらの事柄について相談なされたいときは、市役所等の公的機関や最寄りの弁護士会等で行っている法律相談を利用してください。
- 3 また、親族以外の他人との紛争についての相談は、原則として、家庭裁判所で取り扱いません（ただし、不貞の相手に対する慰謝料の問題や内縁関係の問題等は家庭裁判所でも取扱います。）ので、他の相談機関を利用してください。
- 4 家事手続案内時間は、おおむね20分以内ですから、できるだけ要領よく話してください。
- 5 家庭裁判所や地方裁判所などに現在係属中の事件についての相談は、できません。
- 6 家事手続案内の内容及び家事手続案内員との会話を録音することは、認められません。
- 7 同じことがらについて再度家事手続案内を受ける場合でも、前回と同じ担当者を指名することはできません。
- 8 家事手続案内は無料です。